

一般条件

両当事者によって締結される委任契約書（「後続契約」）（該当する場合はその後の確認状とともに）、本契約は当事者（「会社」、「貴社」および「貴社の」とも称す）と **M&V Market Development Services Private Limited** および/または **M&V Marketing and Sales Private Limited**（「M+V」、「当社」、「当社に」および「当社の」とも称す）の間で締結される。契約で定義する条件はこれらの取引条件と同じ意味を持つ。

会社の異なるまたは追加条件は、特別に却下されていない場合でも契約の一部とはならない。会社が M+V のサービスを利用しながら、本契約の詳細条件と異なるまたは一致しない条件を提案する場合は、これらの一般条件が優先される。ただし、会社が提案する逸脱が M+V の認可代表者によって書面/後続契約で承認されている場合は除く。

ファックスまたは電話による委任契約の確認は、確認状および後続契約で書面で確認されるまで有効とはならない。これらの条件の変更または補完は書面で確認する必要がある。口頭による補完契約は無効である。

サービス

1 サービスの範囲

1.1 当社は、本契約の以下の第 1.2 条で定めるサービスを提供する（以下、「サービス」と称す）。これらのサービスの詳細および条件は、相互交渉に従って両当事者が履行する後続契約で詳細説明および/または変更される。

1.2 後続契約の条件および後続契約に含まれる変更に従って、M+V が履行するサービスは以下のとおりである：

1.2.1 市場調査、フィージビリティスタディ、立地分析、その他/市場参入および開発戦略；

1.2.2 ヘッドハンティング/求人；

1.2.3 会社設立（株式会社、支店、連絡事務所など）/法令遵守および登記；

1.2.4 外部管理（会計/MIS、人事管理、課税、会社法/法令遵守/会社の秘書業務）；

1.2.5 工業プロジェクトの実行に関連するサービス

貴社が当社に要求するサービスに応じて、上記で説明したサービスに関して当社が提供するサービス範囲の条件を提供する。

2 必要なサービスの性質に応じて、特定の割当ベース（割当）または指定期間に対して継続ベース（リテーナーシップ）でサービスを提供できる。提供されるサービスが割当ベースまたはリテーナーシップベースで提供される場合は、両当事者は後続契約を指定する。これらの一般条件において、本契約で述べる条件は割当ベースとリテーナーシップベースの両方に適用される。

3 M+V が集計し、会社が承認した情報に加えて、当社の業務は会社が提供した情報、当社に知らせた状況、当社の文書で定められた前提のみに基づく。当初提示いただいた情報に変更がある場合は、当社のアドバイスと業務の引き渡しに影響する可能性があるため、当社は速やかに注意を喚起いただけるよう信頼する。

- 4 貴社は当社がサービスを提供できるようにする上で合理的に必要なすべての情報と文書をタイムリーに提供することに同意する。契約で別段の定めがない限り、当社がかかる情報と文書の正確性を単独で立証せず、貴社が提供する情報または文書の不正確性またはその他の欠陥によって生じる損失または損害に対して責任を負わない。
- 5 法律、規制、政策および解釈の変更は、当社が集計する通知/サービス/情報（「情報提供」とも称す）に基づき会社が行動および/または決定する前に起こる可能性がある。さらに、法律、規制、政策および解釈の変更は遡及的効力を有する。契約で別途指定がない限り、当社の事前情報提供に影響を与える法律または解釈のその後の変更について通知する責任を負わない。

対価と手数料の支払

- 6 サービスに対して支払われる対価は後続契約で指定され、M+V と貴社間で相互に合意した条件に従って支払われる。

期間

- 7 当社は契約で定められた、または後続契約で合意した時間スケールに従って当社の義務を履行する。ただし、両当事者が書面で別途合意していない限り、契約に含まれるまたは別途通知された日付は、計画および見積用の日付のみであり、契約上拘束されるものではない。それにもかかわらず、当社はあらゆる手を尽くして合意したスケジュールを守る。

M+V チーム

- 8 特定の M+V のディレクター、マネージャーおよびスタッフが契約で任命される場合は、任命された個人に速やかに対応させるよう努力する。かかる人物がやむを得ない事由で対応できない場合は、必要に応じて、貴社を支援およびサポートできる知識を有する他の有能な代表者を提供する。

情報提供

- 9 別段の定めがある場合を除き、サービスとともに付与される情報は同じ受取人宛とする。明示的な定めがない限り、情報は公開されない。さらに、情報は言明された目的に対してのみ使用されるものとする。
- 10 当社の情報のコピーは、当社がその情報に関しては何ら責任を負わないことを受取人が明確に理解していることを条件とする。さらに、情報は言明された目的に対してのみ使用されるものとする。
- 11 情報が公表されるおよび情報源として M+V の会社の明示的な同意と承認により一般に公開される場合を除き、当社の情報の全部または一部は書面による許可なく他人が使用またはコピーすることはできない（それを不合理に拒否しない）。
- 12 会社が締結提案する取引に関連し、M+V が特定の任務を引き受ける場合、当社の情報のいずれも取引を進めるまたは進めないとのアドバイスとはならない。当社の情報提供が会社とそのアドバイザーが取引を進めるかどうかの検討要因となるが、決定とその結果に対して責任を負うのは会社であることに同意し、かつ承認する。

守秘義務および知的財産

- 13 両当事者が相互に受け取るすべての機密情報に関しては、相互の事前の同意なく複製ま

たは他人に開示しない。ただし、機密情報には以下の情報は含まれない。(a) 開示当事者から受け取る前に受領者の所有であった情報、(b) 受領者の過失によらず周知であるまたは周知の事実となる情報、(c) 機密保持義務なしで受領者によって合法的に受け取られた情報、(d) 機密情報を使用または参照しないで受領者が独自に開発した情報、または (e) 司法または管理手続きにおいて開示する必要がある情報。

- 14 サービスに持ち込まれたすべてのマニュアル、システム、資料、方法およびプロセス、または当社のサービス提供の過程で作成された知的財産権は M+V に帰属し、付与される。

サービスの品質

- 15 常に、貴社のニーズを満たす高品質のサービスを提供するよう当社は努力する。いつでも、貴社が当社のサービスが改善できると考える場合、または当社のサービス面に不満足な場合は、貴社に対する当社のサービス面の担当ディレクターに直ちに問題を提起してください。

文書

- 16 法的に長期間保持することが要求されない限り、3年を超える文書は破棄するのが当社の慣行である。これらの条件に対する貴社の承諾には、当社の書類の中にファイルされた貴社に属する文書の破棄に対する同意が含まれる。

コミュニケーション

- 17 当社のサービス履行中は、メッセージおよび/または文書を相互に電子メールで送信できる。電子メールには不注意による誤送信または機密情報不着の可能性があるため、貴社が当社に通知しない限り、本条項に従って電子メールの使用に同意したものとみなされる。
- 18 メッセージが電子メールで送信される場合は、両当事者は以下の手順を採用することに合意する。
- 機密電子メールメッセージを送信する場合は、送信者は応答を電子形式で受け取りたくないことを指定する。業務に関する商業的機密情報を電子メールで送信することによるすべてのリスクは貴社が負い、当社の責任ではない。このリスクを受け入れない場合は、貴社は書面で電子メールが受入可能な通信手段でないことを当社に通知のこととする。
 - 両当事者はデータの完全性を保護するための手順を実行する。特に、ディスクまたはその他で受領した文書を開く前に添付書類のウィルスチェックを実行するのは受取人の責任である。

非排他性

- 19 M+V は他のクライアントにサービスを提供する上で本契約のいかなる定めによっても保護または制限されない。

利益相反

- 20 当社は多くのクライアントにさまざまなサービスを提供し、会社や組織に利益相反を生じさせると考えるサービスを提供できる。当社はそのような状況を特定する手順を設定した一方、一つには会社が何を利益相反と受け取るかを必ずしも予想できないため、存在するまたは開発されるものすべてを特定できるかは確かではない。貴社は当社が提供するサービス関連の利益相反に気付いているまたは気付いた場合は、当社に通知するこ

とを引き受ける。

- 21 かかる利益相反が特定され、当社が適切な手順を実装することで貴社の利益を適切に保護できると考える場合は、機密性を保護し、当社のアドバイスと意見が契約期間中完全な目的となるようにする取り決めを協議し、かつ合意する。
- 22 利益相反を管理する保護策を設定できない場合は、サービスを終了する手順を協議する必要がある。

当社の法的責任および責任の制限

- 23 当社のサービスは貴社の情報提供および情報に基づくため、当社が提供するサービスが理由で生じる損失または損害に対しては責任を負わない。ただし、かかる損失および損害が当社の故意による重大な過失（および、所轄官庁/裁判所がかかる作為により当社を有罪と拘束）が理由で生じた場合は除く。当社の重大な過失が理由でかかる損失または損害が発生する場合は、当社は後続契約で指定するようにかかる損失および損害に対して補償する責任を負う。
当社のサービスに対するおよびサービスに関する法的責任は、いかなる場合も後続契約に関して実現されるサービスの手数料の 50%を超えない。

会社からの補償

- 24 貴社は、当社が被るいかなる性質のすべての損失および損害（弁護士費用を含む）（総称して「損失」）またはサードパーティが当社または当社の従業員に対して起こすまたは強要する要求、申立、訴訟、判決訴訟（総称して、「申立」）、および契約に基づき提供されるサービスに直接または間接的に関連、またはかかるサービスから生じる損失または申立に対して責任を負う。

法律

- 25 契約はインドの法律に準拠して解釈され、デリーの裁判所が管轄権を有する。契約に基づきまたは関連して生じるすべての紛争および相違点は、両当事者が任命する単独仲裁人に付され、シンガポール国際仲裁センターの仲裁規則（SIAC 規則）およびその改定および/または再現に従って解決される。仲裁手続と仲裁裁定は英語で行われる。仲裁地はシンガポールとする。

範囲の変更

- 26 契約が進みサービスの範囲が変わると、貴社または当社が適切と考えるおよび/または追跡が実行不可能となる、または時間と費用を費やす価値が割に合わない特定の事項を除外する必要がある。サービス範囲のかかる変更は、後続契約または後続契約の補遺で合意され、書面で記録される。

総則

- 27 本契約はサービスに関する両当事者間の完全合意である。書面または口頭にかかわらず、それ以前の提案、文書、了解事項またはその他のコミュニケーションに取って替わり、優先する。
- 28 本契約の任意の条項の全部または一部が、非合法、無効または法的拘束力がないと判断された場合、その条項は本契約の一部とはみなされず、本契約の残りの部分の合法性、有効性または法的拘束力は影響を受けない。かかる非合法、無効または法的拘束力がない

い条項が本契約の全体の性質に影響する場合、各当事者は合理的な最大限の努力を尽くして、速やかに有効な差替規定を誠実に交渉する。

- 29 契約の有効期間中およびその後の 2 年間に、契約の有効期間中に M+V が任意の人を雇用する場合は、M+V から書面での同意を求めることに合意する。さらにこのような場合は、かかる人物を雇用する前に M+V に 2 ヶ月相当の CTC を支払うことに合意する。